

全国共通商品券推進協議会 賛助会員 規約

第1条（目的）

賛助会員は、共通商品券発行事業、スタンプ・カード等ソフト事業をはじめ、イベント等の街おこし事業や再開発等のハード事業に至るまで、その事業の発展向上の振興に寄与することを目的として協議会に加盟する。

第2条（規約）

この規約で定めるもののほか、必要な事項は会則に準じる。

第3条（参加の範囲）

1. 賛助会員は、本協議会の目的達成のため専門委員会に参加し協議に参加することができる。
2. その他、参加資格は会員に準じるが議決権は有しない。

第4条（加入及び脱会）

1. 本協議会賛助会員への加入を希望するものは、賛助会員加入申込書を本協議会に提出し理事会の承認を受けなければならない。
2. 脱会を希望するものは、本協議会に申し出て脱会することができる。
3. 本協議会は、会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て脱会したものとみなす。
 - (1) 会費の支払い、その他本協議会に対する義務を怠ったとき。
 - (2) 本協議会の名誉を汚し、又は団結を乱すような行為があったとき。

第5条（会費の賦課）

本協議会は、その行う事業の費用に充てるため、賛助会員に会費を賦課する。

附 則

この会則は令和3年9月1日より施行する（令和3年8月24日理事会承認）

改訂履歴

令和3年9月1日 制定